

令和2年度 第1回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和2年4月23日（木） 13時30分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：岡本会長、榎本委員、氏家委員、伊藤委員、神代委員、中村委員、長原委員

事務局長：佐藤建設水道部長

事務局：小島建設総務課長、木本主査、植木主査

堂屋敷企業連携推進課長、加藤主査、佐々木主任

傍聴者：3名

<事務局：小島課長>

それでは定刻となりました。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、石狩市都市計画審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本審議会の進行を務めます、事務局の小島でございます。それでは、開会に先立ちまして鎌田副市長より諮問書をお渡しいたします。

<鎌田副市長>

マスクを着用したままで、読ませていただきますのでよろしく願いいたします。

令和2年4月23日、石狩市都市計画審議会 会長 岡本浩一様、石狩市長 加藤龍幸。

「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について、同条例第5条第2項の規定に基づき諮問いたします。どうかよろしく願いいたします。

<事務局：小島課長>

副市長につきましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

<鎌田副市長>

どうかよろしく願いいたします。

<事務局：小島課長>

次に、本日の審議会でございますが田中委員、井田委員、菊地委員より欠席される旨の申し出がございました。本日の出席者は委員10名のうち7名であり、「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。また、前回の審議会における傍聴者は1名で、意見の提出は無かったことを報告いたします。

最後に本日の資料の確認をさせていただきます。配布資料といたしまして次第、表紙、本日の審議会のお題目が1面目に出ているもの、1から4までの番号が付している資料、そして後日追加送付いたしましたA4版1枚の資料となっております。また、当日資料といたしまして、委員からの意見と要旨、委員名簿もお配りしております。皆さんよろしいでしょうか。それでは会長、よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、皆さま、大変な状況の中お集まり下さいましてありがとうございます。これより、「令和2年度 第1回 石狩市都市計画審議会」を開催したいと思います。

本日の議題は、先ほど諮問されました、『「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可』についてです。資料および説明の概要は、事前に送付されていると思いますし、先ほどちょっとありましたけれども、疑問点やご意見等も寄せていただいているというふうに伺っております。事務局から何か補足の説明があればお願いいたします。

<事務局：小島課長>

ただいま会長からお話がありましたとおり、事前に資料と説明の概要などを送付させていただいておりますので、私から本日の骨子と補足事項について説明をさせていただきます。

スライドをご覧ください。本日の諮問理由でございます。現在、石狩湾新港地域において、大規模店舗の建設が予定されております。建設予定地への大規模店舗の建築は、「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」の規定によりまして「石狩市都市計画審議会」の意見を聴いた上で、市長による許可が必要であり、今般その許可申請が提出されたために、本審議会に諮問させていただくものでございます。

申請概要になります。申請者はコストコホールセールジャパン株式会社でございます。申請地は石狩市新港南2丁目100-1のうち他となっております。敷地面積は66,000.02㎡、申請内容は物品販売業を営む店舗となっております。建築面積、延べ面積につきましては、各々14,810.60㎡、この面積につきましては一部受水槽を含む面積となっております。こちらが申請概要となります。

続きまして「特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」でございます。申請敷地は、本条例によりまして、1,500㎡を超える店舗の建築はできない地区となりますが、「ただし、市長が公益上やむを得ないと認め、許可した場合には、この限りでない。」となっております。また、「ただし書の規定により許可をする場合には、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」とされております。この規定に基づきまして、本日諮問をさせていただいております。

その他、新港地域の土地利用の方針といたしまして、画面左側になりますが特別用途地区

を定めるための上位計画として、「石狩湾新港地域土地利用計画」がございます。

また、コンパクトなまちづくりに向けた国の法改正の動きにあわせまして、平成 19 年に北海道から、「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」が示されております。この方針を踏まえましては、本市におきましても、大規模集客施設については、商業地域と近隣商業地域に限定する、また準工業地域については、特別用途地区や地区計画で規制をかける等の取組みが必要になると認識しておりますので、今後「石狩湾新港地域土地利用計画」が見直された場合等、適宜必要な対応を図りたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、公益上やむを得ない理由の説明にあたり、本市の防災力の現状と課題について記載をしております。本市においても直下型の地震が想定されている中で、避難者は最大約 14,600 人と推計されております。令和元年 12 月現在、市の非常食、飲料水の備蓄は約 9,500 人分となっております。こういった備蓄量を上回る避難物資が必要となった場合の対応方法の充実が必要となっております。市において備蓄をする場合には、備蓄品の購入費に加え、保管するための備蓄倉庫の建築・維持管理、数年毎の買い替えなどに膨大な費用が必要となります。民間事業者等との災害時応援協定に基づく、避難物資の確保体制の強化が必要であるというふうに考えており、このことにつきましては昨年策定いたしました「石狩市都市整備骨格方針」の中でも、記載をしているところでございます。

こういった本市における防災上の課題がある中で、本市が計画に対して公益上やむを得ないと認める理由でございます。

申請施設につきましては、市や道央圏の防災力向上に大きく寄与するポテンシャルを有しているということがあります。一つ目に、協定締結による防災備蓄品の確保、数量が大きい、また現状概ね飲料水でいきますと、10,000 L 程度の保有があると、本市におきましては約 9,500 L 程度の備蓄をしておりますので、この分でも約倍くらいの保有が見込まれるという考え方になります。また、大量の物資の搬入・搬出がしやすい店舗構造、次の広い駐車場と大規模な倉庫型店舗が防災備蓄倉庫に最適であるというような建物および敷地のメリットがございます。また、立地状況といたしまして近接の緊急輸送道路（国道 231・337 号）から、道央圏・全道へ連携することが可能であり、また石狩湾新港の耐震強化岸壁から近接しているというような立地のメリットもございます。また申請地区におきましては、災害時に想定されるハザードの区域の外にもなっているということもあり、その下にありますとおり、防災備蓄倉庫の機能を有しており、公益上やむを得ないというふうに市としては認めたいと考えているものでございます。

次に、交通量の増加による影響についてですが、本市が独自に簡便な方法にて検証したデータとなります。出店者によりまして、1 日当たりの来客者数はおよそ 1 万人と予定しておりまして、乗用車 1 台に対して例えば 2 名が乗車すると仮定いたしますと、1 日当たりおよそ 5 千台の車両が来店することになります。この車両がすべて営業時間内に国道 337 号を通ると仮定した場合、開店後は、昼間の 12 時間における交通量 11,387 台に来店車両 5 千台を加えまして、合計 16,387 台になります。この台数に、下の昼夜率を掛けたこちらの

数字が 21,303 台、これが 1 日の見込まれる交通量となりまして、この数字と 337 号の容量であります、44,000 台で割ると混雑度は 0.48 となります。この数字自体は、目安は基本が 1.0 となっております、下回る数字であれば混雑度が低いという状況になりますので、0.48 という数字からも 1.0 を大幅に下回っており、円滑な走行について影響は小さいものと推察されます。

ただいまの市の交通量のデータに加えまして、補足説明をさせていただきます。事前配布資料にてお知らせしておりましたが、出店者側から提供を受けている出店地近傍の交差点に係る検証結果となります。この検証結果につきましては、このあと手続きが進められる大店立地法に係る資料であるため、資料の内容が独り歩きすることのないよう、資料配布はせず、スクリーンに映しての説明となりますことをご了承願います。

こちらは、交通量の算出条件の設定に関する資料です。出店計画地を中心に、半径 20km までのエリアを来店者の分布範囲としています。それぞれのアクセス経路に割り振りし、方向別の自動車の来店台数を設定しています。ピーク時には、こちらの表になりますが A 方向では 1 時間当たり 2 台、B 方向では 1 時間当たり 22 台、C 方向では 317 台、D 方向では 149 台、E 方向では 77 台というふうになっております。そういった車の台数を、捉まえた中で、ただいまの方向別の来店台数を踏まえ、計画地近傍の交差点 3 箇所について、現況と開店後の交通量を比較し検証した資料となります。ここで用いている交差点需要率というのは、交差点の混雑の具合を表すものでありまして、数値が高いほど混雑が見込まれ、一般的に、需要率が 0.8 を超えると部分的な渋滞が発生し、0.9 を超えると更なる渋滞となり円滑な交通処理ができなくなるとされております。右側の交差点需要率の表では、計画地近傍の交差点①から③につきましては、一番数値の高い②におきましても 0.308 となっております。この計算結果からも、開店後におきましても、各交差点は円滑な交通処理がなされることを見込まれております。先ほどの本市独自の検証結果や、ただいまご覧いただきました交差点の検証結果から、開店後の交通量増加による影響については、非常に少ないものと見込んでいるところでございます。

私からの、本日の骨子と補足事項の説明は以上となります。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。事務局から骨子と補足説明が終わりました。出店者との窓口となっている企業連携推進課さん、本日出席いただいておりますけども、補足の説明等はございますか。

<説明員：堂屋敷課長>

はい、私の方はこのコストコ社との企業誘致の窓口を行っておりまして、その観点から少し補足の説明をさせていただきたいと思っております。

これが石狩湾新港地域、石狩市と小樽市にまたがっている工業団地を上空から撮影した

ものです。この石狩湾新港地域には、最近は企業の進出も相次いで来ている状況にあります。今、分譲率は約7割程度となっております、概ね大規模な工業団地、国内でもいくつかあるのですが、その中でも成功例の一つに今なりつつあるというような状況です。

続いて商業施設の進出計画のうち、この石狩湾新港地域の特徴について少し触れておきたいのですが、石狩湾新港地域は札幌中心部から15km、立地社数は現在750社程度、この中で特出すべき部分としては、就業人口が2万人という、道内最大の産業拠点になっているというような状況です。ただ一方企業進出が進んではおりますが、これまで工業・流通それに特化した地域開発を進めてきました。ですが、地域内に就業人口2万人の方が、ただ働いてただ帰っていただくというようなことで、地域のサービス自体が非常に遅れているというようなご指摘を立地企業の皆さんからいただいているような状況にあります。

続いて、今回の石狩市における商業施設立地に向けた取り組みについてであります。基本的に商業施設が石狩市域内に足りないという課題を我々持っております。特に左下の商業統計、卸売額の部分についてなのですが、石狩市は全道で11位です。ですが、商業統計のうち、この小売り販売額については、23位と商業自体、小売りという部分には非常に弱いというような自治体でした。現実的には石狩市民が買い物を行う時には、石狩市外に出て買い物を行う、これが日常化していることに、石狩市としては問題意識を持っていたところでございます。

そのような状況の中、実はコストコ社への招致活動、コストコ社だけではなく、他の商業施設を運営している企業の方にも訪問して、色々と訴求活動していたのですが、このコストコ社については約8年程前からコンタクトを開始しております。このような状況の中、札幌清田店の1店舗あたりの売り上げが、大きく伸びてきたということもあって、北海道の第二店舗、いくつか候補の場所があったというふうに聞いているのですが、最終的に石狩市内の方で進出をしたいというようなご意向をいただいたところでございます。このコストコホールセールジャパンについてなのですが、少し他の商業施設と変わった業態で営業を行っております。世界的には、この小売業の中では二番目ということで、非常に大きな法人です。今回当地に申請していただくのは、コストコホールセールジャパンという日本法人でございます。日本国内では現在25店舗以上の進出がございまして、これから先も増えていくというような計画でございます。このコストコさんについては、一般会員向けの小売だけではなく、法人会員、いわゆる企業ですとか工場、そういった所にも物を売るといったような商売も行っております。一店舗当たり年間売上額は100億円以上、近年の動向を見ますと大体一店舗当たり130億から150億くらいの売り上げがあるような店舗でございます。コストコ社の現在の計画についてですが、2021年春、来春の開業を目指して今準備が進められているような状況にあります。このコストコ社については、少しこのような形で雑誌を並べさせていただいているのですが、固定的なファンが多いと、いわゆる会員向けサービスということで、リピーターの多い商業施設ということで、この辺もかなり他の商業施設とは変わっているのかなというふうに思っております。さらに、商圈の方は約50キロ程度と非常に広い商圈

を設定してしまして、一般に来られるお客さまは少しレジャー的な感覚で買い物していたでいて、帰っていただくというような形態で営業をされております。

次にコストコ社の石狩市進出について、これはお配りしている資料の中にはないのですが、昨年12月の新聞報道以降ですね、進出に対する期待の声というものが直接この市役所の方にも届いております。こちらの方の左側、市民の声の抜粋なのですが、こちらの方は「コストコが是非来ていただきたい」というような内容なのですが、「石狩市というまちの認知度に繋がる」、さらに「石狩市の経済効果、これも期待できる」、「コストコが来れば石狩に住んでいて良かったと思います」というような率直なご意見もいただいております。これは我々にとって非常に有り難いご意見です。さらにSNSの方でも、コストコが来ることでかなり大きな反響があったというふうに、我々捉えておまして、概ね市民の方ではコストコ社が進出するという事は前向きに受け止めていただいているのかなというふうに思っています。

我々市役所自体は市民の行政サービスを主に行うというのが仕事なのですが、市民の生活も豊かにしていきたいというふうに我々考えております。ですので、このような施設が来ることで、市民の生活の質の向上に繋がるのではないかとというふうに、我々考えているところです。

先ほど、課長の小島の方からも説明があったとおり、現在コストコ社と防災協定の締結に向けて、話を進めているところです。この防災協定については、コストコ社は基本的に地域貢献を行いたいという意向の基、各地域と防災協定の締結をしております。さらに、コストコ社が立地する石狩湾新港地域には、石狩湾新港という港がございます。この港には、耐震強化岸壁という地震が起きても壊れづらい岸壁があります。この岸壁からこのコストコ社というのは非常に近い位置関係にございます。基本的にこの緊急物資の受け入れというのは、陸上の道路というのは非常に運ぶのに危険をはらんでいるというような状況なのですが、例えば海の方は、いわゆるがれきとかが集まっても比較的早く海路の方は、緊急輸送物資の輸送が可能になるということもございまして、この港とこのコストコ社、これが両方連携をした地域のバックアップというものが図れるのではないかと、こういった部分でも非常に大きな効果をもたらすというふうに我々考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきますが、この商業施設が進出をしていただいたということは、石狩市が次の一步を踏み出すために非常に大きなきっかけになるというふうに考えております。一日当たり1万人の方がこの店舗に来られる、この1万人の方がこの市域内で例えば購買活動を行っていただいた場合、それはこれまで市内で小さな店舗を構えている市民の方もいらっしゃる。その方たちの新しいビジネスチャンスというの生まれるというふうに考えております。さらに今話を詰めている最中ですが、地域の物産、例えば農水産品などもこちらの店舗で取り扱っていただける可能性があるという話もいただいております。そういった意味で、石狩市全体が活気つくというような、一つのきっかけになるのではというふうには考えているところでございます。私からは以上です。

<岡本会長>

はい、それでは補足の説明も終わりました。事前に委員からいただいた意見と質疑に対して事務局からの回答というのはどのタイミングで説明いただけますか。

<事務局：小島課長>

はじめにご説明させていただいてよろしいですか。

<岡本会長>

はい、お願いします。

<事務局：小島課長>

はい、それでは本日お配りしましたA4横型のこちらの資料ご覧いただきたいと存じます。事前に、中村委員と長原委員からご意見とご質問をいただいております。まずはじめに、中村委員からのご意見でございますが、「メリットが大きく、デメリットはとるに足りない。」というご意見からはじまりまして、その他「交通渋滞の懸念」、「立地条件」、「税収面の件」とを含めた中でそのメリットは大きいと、その他記載のご意見などをいただいております。質疑につきましてですが、「平屋建てが気になる。万が一津波が発生した場合を想定して、従業員の方々の避難場所や備蓄品の保管場所として、一部2階建てとできないか。」という質疑をいただいております。この点に関しまして、事務局の回答ですが「本市の津波浸水想定は、平成29年2月に北海道が公表したものであり、現在の科学的知見を基に、想定される最大クラスの津波となっています。出店場所はその浸水想定区域に入っていないことから、津波からの影響は非常に少ないものと認識しております。」また次のご質問でございますが、「自家発電などを備えていただければ、災害発生時が冬季でも安心できるが、計画はあるのか。」というご質問ですが、このことにつきまして「当該店舗については、出店者において発電設備の常備を検討中とのことであり、発電設備の規模は、店舗のほぼ全ての機能をカバーできる規模、燃料は併設するガソリンスタンドからの給油を想定しているとのことです。」

続きまして裏面をご覧ください。こちらは長原委員からのご意見と質疑でございますが、ご意見といたしましては「市長が許可する事は妥当な措置であると思う。」、また「都市計画上、何らかの支障が生じることはほとんど考えられない。」という意見もいただいております。また、質疑といたしまして「北海道からの助言にある近隣自治体との調整は既に終了しているのか、又は今後になるのか、その内容について、完結に説明をいただきたい。」ということでございます。右側、事務局からの回答でございますが、「近隣自治体との調整につきましては、都市計画の変更を伴う場合には必要となりますが、本件は、都市計画の変更を伴わない市条例による許可手続きであるとともに、開店後の交通量増加による影響、先ほどスライドで見いただきましたが、その事については市内においても小さいものと考えられる

ことから、調整を要する案件ではないというふうに認識しているところでございます。しかしながら本件は、本来制限を付している建築物をただし書きで許可するものであることから、当該内容に関しまして、札幌市、小樽市、江別市、北広島市の近隣自治体4市と情報共有をしているところでございます。」事務局からの報告は以上になります。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。事前にいただいている訳ですけども、この説明及び今いただいた事前の部分以外に、本日ご参加いただいている委員の皆さんからご意見、ご質問等お受けしたいと思いますが、何かございますか。

はい、神代委員お願いします。

<神代委員>

企業誘致担当の方が来てくださっているのですが、二点だけ確認させていただきたいと思えます。実質的に許可する、許可しないというところでは、あんまり関係ない話になってしまうと思うのですが、今回のこのコストコは土地を使うにあたって、固定資産税が見込まれるという話はあると思うのですが、そのあたりで税制の優遇あるいは誘致にあたって税制優遇制度等の利用はあったのでしょうか。

あと、石狩市に先にある既存の小売店またはスーパーなどに対してどのくらいの影響があるかということは、プラスの影響はおっしゃっていたのですが、買い物客を取り合うみたいな部分もあるかと思うのですが、そのあたりも補足があれば教えていただきたいと思えます。以上です。

<岡本会長>

はい、お願いします。

<説明員：堂屋敷課長>

まず、税制の優遇についてなのですが、基本的には本市が用意している石狩新港地域にご進出いただいた企業と同等の税制優遇については現在検討しているところです。次に、既存の地元商業への影響についてなのですが、コストコ社へ向かう時に来られるルート、国道337号線あるいは新川通、あるいは将来ですが、追分、花川通が石狩湾新港地域を抜けるということもあるものですから、そこをまっすぐ目的地に向かって走っていくということになると、基本的には市内の中小の商店街等のプラスアルファというのは少ないであろうというふうに考えております。ですから、これからはこのコストコ社とも連携をしながら、この市内のいわゆる商店街の方に誘導するような仕掛けというのは、検討はしていきたいと思えます。ただ、一方で当然マイナスの懸念があるのではないかというお話なのですが、基本的には日常的に必要な物資は近隣の店舗で買う、コストコ社の場合には、売っているもの

が非常に一つ当たり大きな物ばかりということで、基本的に1ヶ月に1回ですとか、行って店舗で買うと、そういうような形でコストコ社が進出することによって他のエリアも、実は聞き取り等行っているのですが、近くのドラッグストアでの影響ですとか、近くの日常的なスーパーの影響ですとか、実はほとんどないというような事が、このコストコ社の営業の仕方の特異性なのかなというふうに考えておりました、逆に言うとプラスマイナス差し引きで考えると、上手くやればプラスの要素の方が大きくなるというふうに考えているところ です。以上です。

<岡本会長>

よろしいですか。

<神代委員>

はい、税制の優遇の内容をもうちょっと具体的に教えていただいてもいいでしょうか。

<説明員：堂屋敷課長>

税制の優遇の内容については、固定資産税、都市計画税、これは事業開始後3年間優遇をさせていただくというような事で考えております。それ以降はきっちり税金の方はいただきたいと思っています。以上です。

<神代委員>

わかりました。

<岡本会長>

はい、他ありますか。今ご説明いただいた話ですと、影響は少ないかプラスにふれることもあるのではないかというような、お話でしたね。実際、物を買うという総量は変わらないと思うので、買う先が移動すれば、やっぱりその分は消費が地元の分が減るんだろうなというのは、正直思うのですけども、それに余り有る集客が市民だけではないところから集まってくるということなのでしょう、という理解をすれば良いですかね。あと、今回このお話の中でいうと、ポイントとしては都市計画が持っていて新港が果たすべき役割というところの制限やルールを超えてしまっていますよというのが一つあって、それでも防災という観点からある意味ローリングストックになると思うのですが、消費されながら新しい物が供給されているので、大量の物資を利用させてもらう場合も、対応いただけそうだということ、同時に先ほど説明ありましたとおり、市民からだけではないですが、百数十億っていう収益が本州の本社にもっていかれるということも踏まえつつ、それでも防災的な役割は凄く重要であるという認識ですね。渋滞の発生についても基本的には大きなものが出る時に、弊害にならないような計算方法になっていると僕は思っているので、ちょっと微妙かなと思

うのですが、この計算式でしか世の中進んでないので、渋滞は発生しないということになっているみたいです。実際にはあれですね、例えば札幌駅の大丸とかコストコの1号店についても、おそらく同じ計算をしたのでしょうけども、渋滞は発生しています。この計算式は何かが出店したりするときに、渋滞発生しませんよって説明できるようにしている式であって、実際には渋滞発生するとは思いますが。しょうがないのでしょうか。そういう事も踏まえて理解した上で、市の防災および周辺の災害発生時への貢献という切り口もあるから様々、一筋縄ではいかない部分があるけれど、その辺をくみ取って出店をしたいという意向に、諮問に対して答申をして欲しいというものだと思います。

よろしいでしょうか。

<神代委員>

開店するのいつだったでしょうか。

<説明員：堂屋敷課長>

来春です。

<岡本会長>

ちなみに榎本委員に伺いたいのですが、地元の商業関係者の皆さんは何か声あがってきているんですか。

<榎本委員>

基本的には全くあがっていません。

<岡本会長>

そうなんですか。

<榎本委員>

どちらかというと非常に歓迎の声の方がやっぱり多いですね。私もコストコは何十回も行っていますが、やっぱり地元の商店と今ありましたけどもコストコは、質が全く違うので、そういう部分では問題ないんじゃないかなと思います。昔ダイエーが誘致になった時は、かなり揉めましてですね、あの時はダイエーさんにも迷惑をかけて大変だったし、実は地元も大変だったんですよ、色んな部分で。やっぱりあの時の懸念みたいなものがみんな残ってしまって、今回歓迎とは言えないかもしれないですけども、それほど大きな声はないです。これが具体化していくと、また色々あるのかもしれないですけども、でもやっぱりコストコさんはちょっと別格なので、しょうがないよねっていう形で、非常に税収も上がりますし、人も来ますし、何よりも石狩の名前に非常にバリューがつくので、そういう部分で

はやっぱり良いことじゃないかなというふうに思っております。あと、防災の部分が何よりも大事ですよ、というのが商工会議所の意見です。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。非常に参考になりました。そういうことで、事前の意見プラス現状こちらに今出席されている状況での、ご意見ご質問頂戴しましたけれども、大丈夫ですかね。大体よろしいですか。

それでは他に意見が無いようですので、この件に関しては、先ほど説明にあったとおり、色々懸念事項はある中でも、公益上やむを得ないというふうに認めるという、答申の主な内容になるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

<各委員>

はい。

<岡本会長>

はい、それでは、そのように答申したいと思います。文案については、私に任せていただくということでよろしいでしょうか。

<各委員>

はい。

<岡本会長>

それでは、本日予定していた案件はこれで終わりですね、事前に事務局の皆さん、非常にお時間とって厚く丁寧にご準備いただいて大変ありがとうございました。おかげさまでコンパクトに終わったんじゃないかなというふうに思います。感謝いたします。

事務局から、他に何か連絡等ございますでしょうか。

<事務局：小島課長>

はい、よろしいでしょうか。私から一案件、石狩市都市計画審議会条例第8条、「この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」という規定に基づきまして、お諮りしていただきたい事項がございます。

案件といたしましては、書面による審議会開催についてでございます。次回の審議会は、事前説明として5月下旬から6月上旬に予定しているところでございますが、新型コロナウイルスの感染が懸念されている時期でございます。このようなことから、今後コロナ対策が落ち着くまでの間ですけれども、感染症対策といたしまして案件に応じて書面による会議の開催が可能となるかどうかの、ご審議をお願いしたいというふうに考えております。

<岡本会長>

はい、現状を踏まえて事務局からのご提案ですけれども、書面開催という事を可能にする、それについて良いですか、という事ですけれども開催を認めるということによろしいでしょうか。

<各委員>

はい。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。

それでは、書面開催を認めるということにしたいと思います。細かい運営の中身等につきましては、事務局と私で協議して進めるということによろしいでしょうか。

<各委員>

はい。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。

これで最後になりますけれども、今回の議事録の確認と確定については、会長の私岡本と榎本委員で行いたいと思います、榎本委員よろしくお願ひいたします。ご審議ありがとうございました。円滑な会議運営となりました。これを持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和2年 5月26日 議事録確認

会 長 岡 本 浩 一

委 員 榎 本 哲 史